

表 1 障害等級と日常生活におけるコミュニケーション活動(場とレベル)の具体的状況例

3 級の欄の音声言語機能のレベルに該当すれば 3 級と判定する。
3 級の欄の項目が可能でも、4 級の欄のレベルであれば 4 級と判定する。

障害等級	コミュニケーションのレベル コミュニケーションの場		理 解 面	表 出 面
3 級	本人 ↓ 家族	本人 ↑ 家族	・ 本人や家族の名前がわからない。 ・ 住所がわからない。 ・ 日付、時間がわからない。 ・ 部屋の中の物品を言われてもわからない。 ・ 日常生活動作に関する指示がわからない(風呂に入って、S T に行って、薬を 2 錠飲んで……)。	・ 本人、家族の名前が言えないか、通じない。 ・ 住所が言えない(通じない)。 ・ 日付、時間、年齢が言えない(通じない)。 ・ 欲しい物品を要求できない(通じない)。 ・ 日常生活動作に関する訴えができないか通じない(窓を開けて……)。 ・ 身体的訴えができない(通じない)。
	状況依存度が高い		本人の所属、時間 日常生活動作、物品に関する指示	本人の所属、時間 日常生活動作、物品に関する要求
4 級	本人 ↓ 家族	本人 ↑ 家族	・ 問診の意味が理解できない。 ・ 治療上の指示が理解できない(P T、薬の飲み方……)。 ・ 訪問者の用件がわからない。 ・ 電話での話がわからない。 ・ 尋ねた道順がわからない。 ・ おつかいができない(どこで、何を、いくつ、いくら、誰に、いつ)。	・ 病歴、病状が説明できない(通じない)。 ・ 治療上のことについて、質問ができない(通じない)。家族に内容を伝えられない。 ・ 訪問者に用件を質問できないか通じない。用件を家族に伝えられない。 ・ 電話で応答できない／家族に内容を伝えられない(いつ、誰、何、どこ)。 ・ 知り合いに電話をかけて用件が伝えられない(通じない)。 ・ 行先が言えない(通じない)。道順を尋ねられない(通じない)。 ・ 買物を言葉でできないか通じない(何をいくつ、いくら)。
	状況依存度が低い		家族以外の者から、日常生活動作について、質問されたり、指示されたりしたときに、理解できない。	家族以外の者に、日常生活動作に関することを説明できない。

表2 等級判定の認定基準

[大原則：障害程度の判定基準は一次能力障害(稼得に関係のない日常生活活動能力の欠損度)に基づく]

障害の程度と等級		認定基準の原則	音声、言語機能障害の場合	障害程度の定義と具体例	等級判定の認定基準—コミュニケーション活動の場とレベルからみた意思疎通困難の程度—
重度(1、2級)					
中程度	3級	家庭内での日常生活活動が著しく障害される	喪失	音声言語による意思疎通ができないもの 「音声機能障害」—音声を全く発することができない (例：無咽頭、咽頭外傷による喪失、発声筋麻痺による音声喪失<反回神経麻痺など>) 「言語機能障害」—発声しても意思疎通ができない (例：重度失語症、聴あ、運動障害性構音障害、脳性麻痺構音障害、ろうあ)	家庭内において、家族又は肉親との会話の用をなさない (日常会話は誰が聞いても理解できない)。 ※具体的状況(コミュニケーション活動の場とレベル)は表1に例示してある。
	4級	家庭周辺での日常生活活動が著しく障害される	著しい障害	音声言語のみ用いて意思を疎通することが困難なもの 「音声機能障害」—咽頭の障害又は形態異常によるもの 「言語機能障害」—イ. 構音器官の障害又は形態異常によるもの ロ. 中枢性疾患によるもの ※障害類型の例は(2)の具体例を参照のこと	家族又は肉親との会話は可能であるが、家庭周辺において他人には殆ど用をなさない。 ※具体的状況(コミュニケーション活動の場とレベル)は表1に例示してある。
軽度	軽微	社会での日常生活活動が著しく障害される	障害非該当		日常の会話が可能であるが不明瞭で不便がある。